

【都市計画変更の理由】

本公園は、優れた風致の享受を主目的とする「特殊公園」として、昭和 32 年 4 月 9 日に都市計画決定されており、宮崎県中部圏域都市計画区域マスタープランにおいては「環境保全・景観構成などの機能の高い公園」として、また、宮崎市都市計画マスタープランにおいては「地域独自の歴史に関する情報発信の場や交流・体験の場としての拠点性の維持・向上を目指す文化・歴史拠点」として位置付けられている。

本公園内には、はにわ園や運動広場等が整備され、豊かな自然環境を持つ公園として、長年にわたり幅広い世代の県民に親しまれている。

こうした中、宮崎市から、南海トラフ巨大地震や津波の発生時に水道水を安定して供給するための新たな下北方配水池の建設用地として、本公園の一部を取得したいとの申し出があった。

宮崎県中部圏域都市計画区域マスタープランにおいて、水道などの供給施設は「安定した供給を図るとともに、災害時におけるライフラインとしての機能を発揮できるよう耐震性や安全性に努める」と位置付けており、配水池築造の条件を満たす適地が本公園内以外にないことから、県としては、本公園内への築造はやむを得ないものと判断し、申し入れを受け入れることとした。

このため、本公園区域から当該用地に必要な区域を除外する変更を行うものである。

併せて、昭和 32 年当初の都市計画決定以後、散策路や駐車場等の公園施設の整備に合わせ、都市公園の供用区域が変化していることから、都市公園の供用区域に合わせた区域の見直しとして、一部区域の追加及び除外を行うものである。

また、公園名称について、都市計画運用指針の基準に基づき、名称番号を「7・6・1号」に変更するものである。